

## 災害時の助産師医療救護活動に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害時の助産師医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う助産師医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定による助産師医療救護活動の対象となる者は災害の発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものとする。

### （助産師医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく助産師医療救護活動の円滑な実施を図るため、助産師医療救護計画（以下「救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を甲に提出するものとする。

### （助産師医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して助産師医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する救護計画に基づき、速やかに救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

### （救護班に対する指揮）

第4条 救護班に対する指揮及び助産師医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 知事又は市町村長の要請により乙が派遣する救護班の現場における医療救護、助産活動及び保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

3 救護班の編成及び助産師会本部での指揮、連絡調整は助産師会長が行うものとする。

### （救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において助産師医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導
- (2) 分べんの介助

- (3) 分べん前及び分べん後の処置
- (4) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (5) 避難所、救護所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (6) その他必要な事項

(救護班の輸送)

第6条 甲は、助産師医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の確保)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか不足した場合に、甲が確保するものとする。

(市町村及び助産師会との調整)

第8条 甲は、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）に基づき市町村の行う助産師医療救護活動が、本協定に準じ助産師会地区会等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の助産師医療救護活動が円滑に実施されるよう、助産師会地区会等に対し、必要な調整を行うものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が助産師医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 助産師医療救護班員が助産師医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県からの派遣要請への協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で助産師医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別段の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年 3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市岩槻区馬込2100番地  
乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会 長 中 島 桂 子